

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

本則による改正(地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号))

※ 「改正前」は、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第六十一号)による改正後のもの

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に 対する不動産取得税の減額等の特例の適用を受けるための耐震改修に係 る契約締結の期限)</p> <p><b>第三十八条</b> 法附則第六十二条第一項に規定する政令で定める日は、個人 が同項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得した日から五月を経過 する日又は地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第二十六号 )の施行の日から二月を経過する日のいずれか遅い日とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構 築物に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範 囲等)</p> <p><b>第三十九条</b> 法附則第六十四条に規定する先端設備等に該当する事業の用 に供する家屋及び構築物で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 家屋 一の家屋の取得価額(総務省令で定めるところにより計算し</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に 対する不動産取得税の減額等の特例の適用を受けるための耐震改修に係 る契約締結の期限)</p> <p><b>第三十八条</b> 法附則第六十条第一項 に規定する政令で定める日は、個人 が同項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得した日から五月を経過 する日又は地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第二十六号 )の施行の日から二月を経過する日のいずれか遅い日とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構 築物に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範 囲等)</p> <p><b>第三十九条</b> 法附則第六十二条に規定する先端設備等に該当する事業の用 に供する家屋及び構築物で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 家屋 一の家屋の取得価額(総務省令で定めるところにより計算し</p>

た取得価額をいう。次号において同じ。）が百二十万円以上のもので総務省令で定めるもの

二 構築物 一の構築物の取得価額が百二十万円以上のもので総務省令で定めるもの

2 法附則第六十四条に規定する中小事業者等が同条に規定する家屋及び構築物について同条の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を市町村長（当該構築物が法第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、当該構築物の価格等（同条第一項に規定する価格等をいう。）を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

（令和三年度から令和六年度までの各年度における特別区財政調整交付金の特例）

第四十条 法附則第七十五条の規定により地方自治法第二百八十二条第二項の規定を読み替えて適用する場合における地方自治法施行令第二百十条の十の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの間、同条中「係る額」とあるのは、「係る額と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額」とする。

た取得価額をいう。次号において同じ。）が百二十万円以上のもので総務省令で定めるもの

二 構築物 一の構築物の取得価額が百二十万円以上のもので総務省令で定めるもの

2 法附則第六十二条に規定する中小事業者等が同条に規定する家屋及び構築物について同条の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を市町村長（当該構築物が法第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、当該構築物の価格等（同条第一項に規定する価格等をいう。）を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。